



# お子様の医療費の一部を助成します！

綾部市ではお子様の医療費の一部を助成する子育て支援医療制度を実施しています。

※ 他の公費負担制度等に該当される場合は、子育て支援医療制度の対象になりません。

## ◆対象となるお子様◆

入院 18歳到達の年度末まで

通院 中学3年生まで



## ◆本人負担額について◆

1か月 1 医療機関200円

※ 保険給付の対象とならない費用(薬の容器代、文書料、初診時の特別料金等)や入院時の食事代等は、200円とは別に本人負担となります。

## ◆受給者証の申請について◆

この制度の適用を受けるためには、受給者証が必要です。申請をされた方に受給者証を交付します。

お子様のマイナ保険証または資格確認書をご持参の上、子育て支援課で手続きをしてください。

※ 15歳～18歳(高校生等)は受給者証の交付はありません。入院医療費について、申請により払い戻しします。

## ◆京都府内の医療機関を受診するとき(0歳～中学校卒業まで)◆

マイナ保険証または資格確認書と一緒に受給者証を医療機関の窓口に表示してください。

※PMH 対応医療機関では、マイナ保険証を下記受給者証として利用できます。

	0歳～12歳(小学生)	12歳(中学生)～15歳(中学生)
入院	京都子育て支援医療費受給者証(白色)	京都子育て支援医療費受給者証(白色)
通院		綾部市すこやか子ども医療費受給者証(さくら色)

## ◆京都府以外の医療機関を受診するとき(0歳～中学校卒業まで)◆

他府県の医療機関では、「京都子育て支援医療費受給者証」・「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」は使用できません。

医療機関にはマイナ保険証または資格確認書を提示し、領収書を必ず受け取ってください。

子育て支援課へ申請をされますと、後日、200円との差額をお返しします。

## ◆15歳～18歳(高校生等)が入院したとき◆

中学校卒業後のお子様には受給者証の交付はありません。一旦、入院費用をお支払いいただき、領収書を必ず受け取ってください。後日、領収書を添えて申請いただきますと、200円との差額をお返しします。

※ 令和6年4月以降の入院に係る医療費が対象です。入院時の食事代や保険給付外の費用については、助成の対象外です。



裏面もご覧ください。

### ◆医療費の払い戻しの申請について◆

医療費の払い戻しが必要な場合、子育て支援課(西庁舎2階)で申請してください。

後日、一部負担金(1医療機関ごとに月200円)を差し引いた額をお返します。

《申請に必要なもの》

- ・領収書
- ・振込先口座のわかるもの
- ・お子様のマイナ保険証または資格確認書
- ・受給者証(「京都子育て支援医療費受給者証」又は「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」)  
※15歳~18歳(高校生等)は不要
- ・印鑑(申請者と口座名義人が異なる場合)

### ◆「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」の交付について◆

「京都子育て支援医療費受給者証」をお持ちのお子様が中学生になられる月の前月に「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」を郵送にて交付します。「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」は、通院の際に使用してください。

※「京都子育て支援医療費受給者証」は、中学校を卒業されるまでの入院の際に必要です。

### ◆日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について◆

学校・保育所等管理下での負傷又は疾病により医療機関を受診される場合は、「京都子育て支援医療費受給者証」又は「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」を医療機関に提示しないようにしてください。

医療機関には、学校・保育所等管理下での負傷又は疾病であることをお伝えいただき、保険診療の一部負担金である3割又は2割相当額をお支払ください。

この時お支払いいただいた医療費は、学校・保育所等を通じて独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金として申請してください。ただし、治療期間を通して医療費総額が5,000円(3割負担で1,500円、2割負担で1,000円)を超えない場合は、子育て支援医療の払い戻しを申請してください。

※ 災害共済給付制度の内容につきましては、日本スポーツ振興センターへお問い合わせください。

### ◆その他の手続きについて◆

住所等の変更(市内転居、市外転出)や健康保険の内容に変更があった場合は、子育て支援課へ届け出てください。



子ども医療費助成は、市民の皆さんからの大切な税金で実施しています。  
今後も安定した制度運営を行うために、適切な受診にご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】綾部市 健康こども部 子育て支援課 子育て担当 TEL 42-4252(直通)